

静岡雙葉学園では、学業の援助をすることを目的に 奨学金、補助金制度を行っております。

①静岡雙葉学園後援会育英制度（無利子奨学金）

この育英制度は、本校に在学中に授業料（授業料・教育充実費・施設充実費）の納入が困難な生徒に対し、学業の援助をすることを目的としています。

◆奨学金申請手続き

学園事務局へお問い合わせください。（TEL：054-255-0305 平日8時～16時）

奨学金申請書に必要事項を記入し、提出していただきます。

◆奨学金の額と貸与期間

奨学金の額は、授業料等の月額を限度とします。貸与期間につきましてはご相談ください。

※最長で在学期間

◆奨学金の返還

1. 返還の期間 貸与期間終了後、1年据置、2年目から10年以内に返還していただきます。
2. 利息 無利息
3. 返還方法 指定口座へ振込となります。（年腑、半年腑、月腑）
4. 返還猶予 ご事情により返還期間を延長することが可能です。
5. 返還免除 本人が死亡、障害等により返還が不可能になった場合は、全額または一部を免除致します。



質問・ご相談等ございましたら、
電話またはメールにてご連絡ください。



学校法人 静岡雙葉学園
TEL：054-255-0305
Mail：post-office@shizuoka-futaba.ac.jp

②国の補助金制度

静岡県私立中学校就学支援実証事業補助金

国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」に基づき、一定の所得以下の世帯を対象に、私立小中学校等に在学する児童生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。

[詳細はこちら](#)

文部科学省ホームページ 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm

高校生等の修学支援制度の御案内

高校生等の修学支援制度には、「就学支援金制度」や、返済の必要がない「奨学給付金制度」など、下記に記載の制度があります。家庭の経済状況等に応じて利用できる制度を活用して、進路希望を実現してください。

[詳細はこちら](#)

静岡県教育委員会高校教育課 高校生等の修学支援（就学支援金制度等）の御案内

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-050/syugakusien.html>

1. 就学支援金制度

令和2年4月から私立高校授業料実質無償化がスタートし、高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなりました。

[詳細はこちら](#)

文部科学省ホームページ 高校生等への修学支援

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

2. 奨学給付金

低所得世帯の教育費の負担を軽減するため、返済の必要がない給付型の奨学金を支給します。

3. その他の修学支援制度

4. 奨学金貸与制度